

## 「第2次鹿児島県自転車活用推進計画」に対し意見表明 ～鹿児島県での自転車損害賠償保険等に関する加入確認および教育について意見表明～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部鹿児島損保会（会長：藤野 修 損害保険ジャパン(株)執行役員待遇 鹿児島支店長）では、2022年12月23日付で公表された「第2次鹿児島県自転車活用推進計画」の意見募集に対し、2023年1月19日付で意見表明を行いました。

当該計画は、自転車事故のない安心・安全な社会の実現に寄与するものと考え、2020年3月に策定された第1次計画から、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大による人との接触を低減する移動手段として自転車の利用等を踏まえ、自転車の活用の一層の推進を図る着実な取組を実施するため、新たに策定するものです。

鹿児島損保会では、計画の目標・施策の基本方向・取組に賛同する一方、かごしま自転車条例にて加入義務を課している自転車損害賠償保険等について、事業者・学校長の、従業員・生徒に対する加入状況の確認や、高校生向けの教育に関し、次の意見表明をしております。

### 《主な意見内容》

#### 全体

自転車の活用推進には、自転車活用推進法第2条に掲げられる様々な効用があることから、本県においても活用を推進していくべきと考えますが、コロナ感染拡大による公共交通機関からのシフトや電動アシスト自転車など普及などによる推進活用が進む状況下であっても、自転車の保有台数は全国平均を大幅に進んでいないことから、本計画を策定し、引き続き自転車の活用をしやすい施策を推進する必要があると考えます。

そのための計画の目標・施策の基本方向・取組（第3章1. 計画の目標）については概ね賛同いたしますが、以下に意見を述べさせていただきます。

#### P22 第3章 2 実施すべき施策の基本方向・取組

指数：県内市町村における自転車活用推進計画又は自転車ネットワーク計画の策定市町村数  
自転車は軽車両であるため、法律上は車道を走行すべきであるものの、実態は歩道上を走っているケースも多く散見されており、9頁で指摘のとおり自転車利用の安全性や快適性を推進するためには、「自転車通行空間の整備」が第一義ではないかと考えております。計画案では目標1の「自転車を快適に利用できる環境の整備」指標として「県内市町村における自転車活用推進計画又は自転車ネットワーク計画の策定市町村数」が挙げられておりますが、より明解な指標（例：自転車専用道路・自転車道・自転車専用通行帯・車道混在の整備状況）をご検討いただきたい。

#### P28 第3章 2 実施すべき施策の基本方向・取組 目標4（安全）《施策の基本方向と取組》

##### 9 自転車の安全利用の促進④

かごしま自転車条例は平成29年10月に自転車損害賠償保険等の加入義務を課し、九州地方でいち早く施行されており、既に5年超を経過しております。ご指摘のとおり、今後も引き続き周知・啓発活動は必要と考えておりますが、PDCAサイクルにより、より実践的に県民の皆さまに自転車損害賠償責任保険等の必要性をご理解いただくためには、C（評価・確認）が必要ではないかと思慮いたします。

かごしま自転車条例第6条では事業者に対して「その従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うようとするものとする。」また学校長に対しては「その学校の児童・生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な交通安全教育の実施に努めるものとする。」との規定もあり、通勤・通学に自転車を利用する県民の方がたに自転車損害賠償保険等の加入確認をいただくなど対応が効果的ではないかと考えます。

P29 第3章 2 実施すべき施策の基本方向・取組 目標4(安全) <<施策の基本方向と取組>>

11 学校における交通安全教育等の推進

当会は自転車損害賠償保険を扱う業界団体として、市町村等において自転車損害賠償保険啓発にご活用いただける場合には当会作成の自転車損害賠償保険の資料チラシをご提供しております。

また、高校生向けに自転車損害賠償保険を含む保険リテラシー教育冊子・動画を提供しておりますので、県の施策と一致するところがあれば喜んで協力させていただきます。